

第8—1号
上越南消防署電気設備更新工事

発注仕様書

令和8年度

上越地域消防事務組合

仕 様 書

I. 概 要

- 1 工事名称
第8-1号 上越南消防署電気設備更新工事
- 2 工事場所
上越南消防署 上越市北城町1丁目16番1号
- 3 工事期間
契約締結日から令和9年3月19日まで

II. 工事条件

- 1 施工図面・施工計画書
施工に当たっては、現場着工前に施工詳細図及び施工計画書を作成し、上越地域消防局総務課管財係（以下、監督職員）の承認を受けること。また、当該施設の日常業務及び施設利用に支障が無いよう工程を組むこと。
- 2 使用材料
本工事に使用する製品及び諸雑材は JIS 規格品又は各々それに合格した品質優良な新品とすること。
- 3 軽微な変更及び調整
設計図書に明記がなくとも、機能上、構造上、必要と認められる軽微な変更及び調整は本工事請負金の内で施工すること。
- 4 完成引渡し時の提出品
完成引渡しに際しては、完成図、工事写真、竣工写真、導入した各種機器・設備の取扱説明書を提出すること。併せて、これらの PDF ファイル（図面は PDF 及び CAD ファイル）を保存した電子記録媒体（DVD-R）を提出すること。
- 5 工事保証
施工者は工事完成後でも工事の不完全、納入品の欠陥に起因する故障は、一年間の保障の責任において直ちに修理又は良品と取り替えること。
- 6 既設機器・廃材等の撤去
撤去した機器及び設備並びに廃材等の処分は法令等に基づき、適切に行うこと。

III. 共通仕様

建築、機械設備、電気設備に係るいずれの工事内容においても、本仕様書に記載されていない事項は、最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書」及び「電気設備工事標準仕様書」によるものとする。ただし、これに記載されていない事項は、最新の「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書」によるものとし、疑義があるときは監督職員と協議し、指示に従うこととする。また、危険物施設の施工については、危険物関係法令及び上越地域消防事務組合火災予防条例によるものとする。

なお、建築・電気・衛生・設備に係る過去の設計図・竣工図等の原本の閲覧は、上越地域消防局総務課でのみ認める。

IV. 非常用発電設備更新工事

既存の非常用発電設備（電気室内設置 100kVA）を撤去し、新たに屋外へ非常用発電設備を設置する。

1 新設工事

(1) 設置場所

庁舎北側電気室に隣接する屋外に設置する。

(2) 主な仕様

- ・発電機：屋外キュービクル形、長時間形
- ・エンジン：水冷4サイクルディーゼルエンジン
- ・出力：90kVA/72kW
- ・総排気量：6.5L以上
- ・相数、電圧、周波数：3Φ3W 200V 50Hz
- ・バッテリー：DC24
- ・始動性能：40秒以内始動
- ・騒音性能：超低騒音形（75dB/A以下）
- ・その他：寒冷地仕様、重耐塩塗装

(3) 性能要件

- ・72時間以上連続で稼働できる性能を有すること。
- ・燃料タンクについては、下記Vで設置するタンクとする。

2 撤去工事

既存の非常用発電設備及び不要な配線等を適切に撤去し、処分すること。

V. 燃料油庫設置工事

非常用発電設備用の燃料油庫を新設し、非常用発電設備と配管で接続する。詳細は、別紙1を参照。

1 仕様及び設置

- (1) 容量：950L以上、1,000L未満（軽油専用）

- (2) 設置場所：非常用発電設備付近
- (3) 附属品：フロートスイッチ、ウイングポンプ、架台
- (4) 塗装：重耐塩塗装
- (5) 配管：燃料タンクと非常用発電設備を配管で接続すること。

VI. 発電機基礎工事（鉄筋コンクリート架台）

浸水対策として、非常用発電設備及び燃料油庫用の架台を築造する。架台詳細は、別紙1を参照。

- 1 架台上には、非常用発電設備及び燃料油庫を設置することから鉄筋コンクリート造とし、発電機及び燃料油庫の重量に十分耐えうる構造とすること。
- 2 地盤面より 80 cm以上の高さとする。

VII. 変電設備更新工事

電気室内に設置されている変電設備のうち、下記機器を同等の機器に更新する。変電設備詳細は、別紙2及び別紙3-1を参照。

- 1 現在の機器仕様
 - (1) 高圧気中負荷開閉器：LBS 7.2kV 200A
 - (2) 変圧器（単相）：油入変圧器 6.6kV-210/105V 50kVA
 - (3) 変圧器（三相）：油入変圧器 6.6kV-210V 150kVA
 - (4) 変圧器（スコット）：210/210-105V×2 回路
 - (5) 規格：上記は全て「2026 トップランナー制度」適合品とすること。
- 2 留意点
 - 常用電気が遮断された際に、自動で感知し、非常用発電設備へ切り替わる既存設備の仕組みを維持すること。

VIII. 発電機電源・動力電灯設備工事

次の配線工事を行う。

- 1 更新する非常用発電設備から電気室内へ配線し、更新する変電設備と接続すること。なお、常用電源の遮断を自動で検知し、非常用発電設備が起動、送電する現在の仕組みを維持すること。
- 2 非常用発電設備からの供給範囲及び対象設備を次のとおり拡大させるため、必要に応じて新たに配電盤を設け、適切に配線すること。詳細は、別紙3-1、別紙3-2、別紙4-1、別紙4-2を参照。なお、庁舎3階については、現状のとおりとする。

- (1) 1階 電灯、コンセント及び空調
- (2) 2階 電灯、コンセント及び空調

IX. 仮設電源設備

工事期間中に庁舎内が停電した場合、消防業務や市民サービスに影響を及ぼすことから、庁舎内の電力供給が停止しないよう仮設電源設備を設置するなど対策すること。

X. 諸官庁手続き・試運転調整

1 諸官庁手続き

当組合火災予防条例に基づく非常用発電設備設置届出、少量危険物貯蔵取扱届出を遅滞なく行うこと。なお、届出に伴う現地検査が行われる場合は、立ち会うとともに、改善を求められた場合に速やかに改善すること。

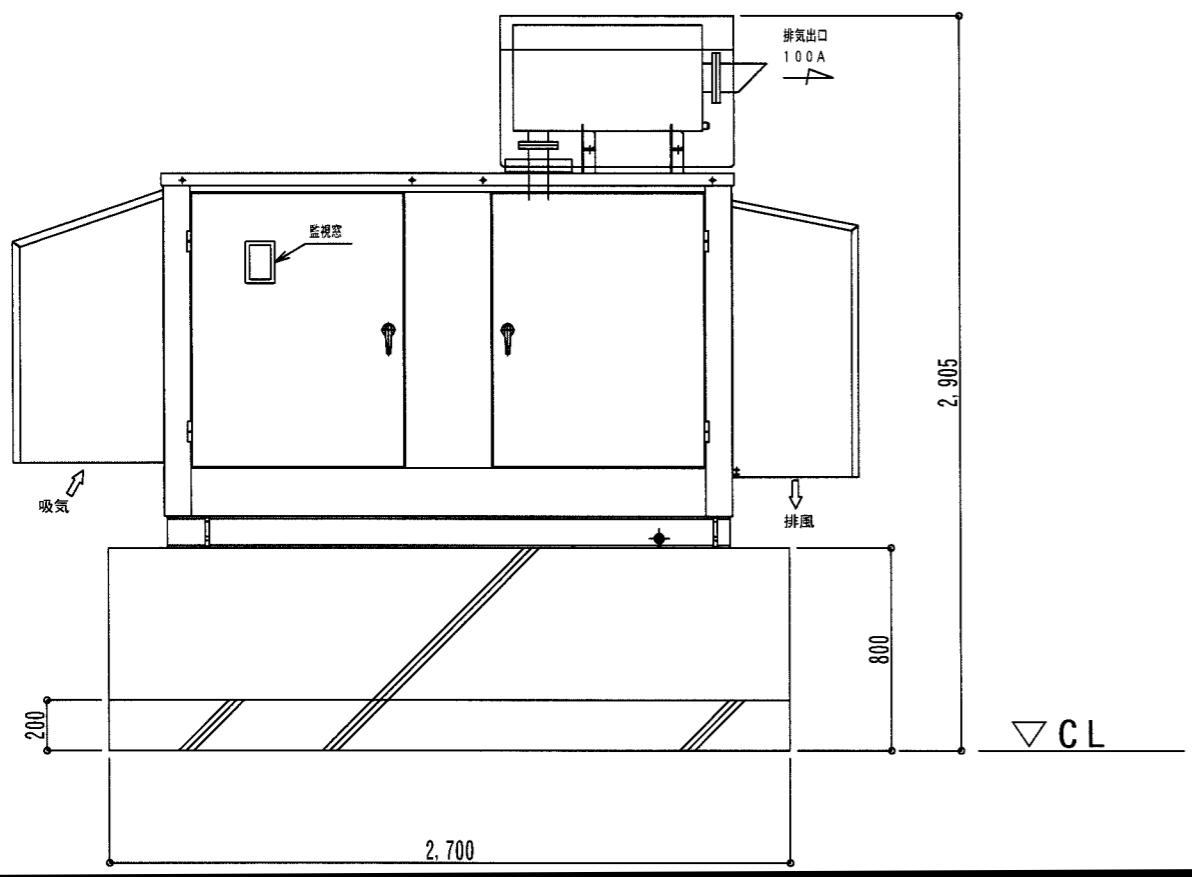
2 試運転調整

機器設置後、試運転及び調整を行い、所定の性能及び機能（自動始動・切替等）が正常に作動することを確認すること。

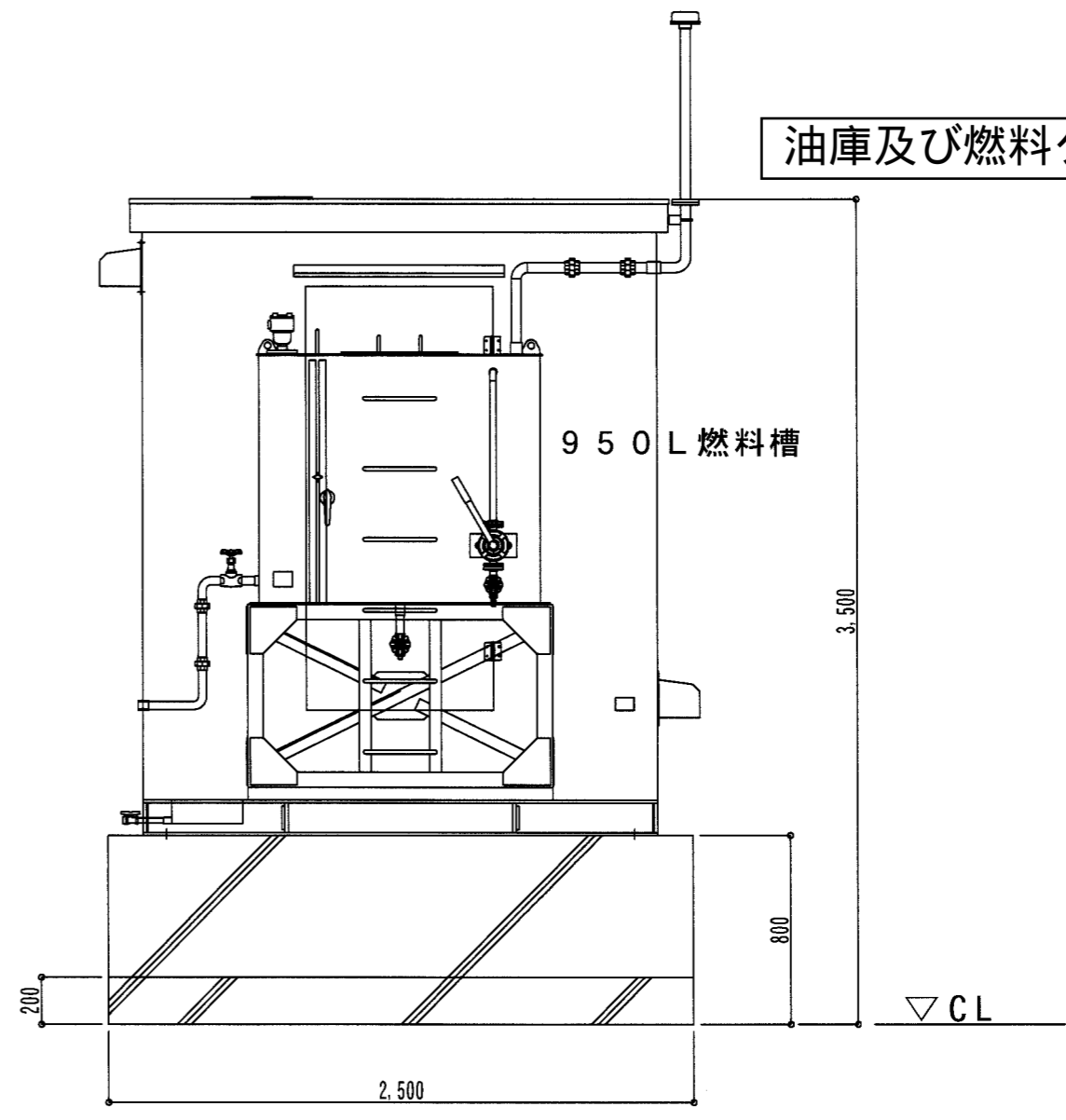
XI. その他

- 1 本工事の施工に当たっては、緊急車両の出場等を妨げないよう、車両動線及び作業スペースの確保に十分留意すること。
- 2 工事参考内訳書を単価積算の参考とすること。
- 3 詳細は工事参考内訳書に基づき、疑義が生じた場合は監督員と協議すること。

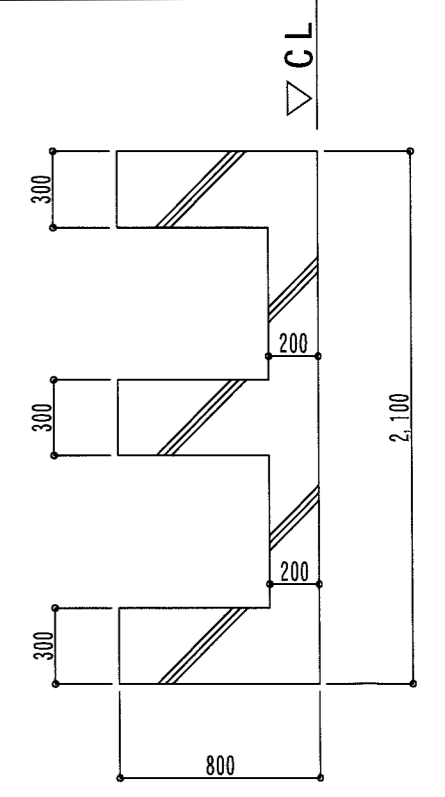
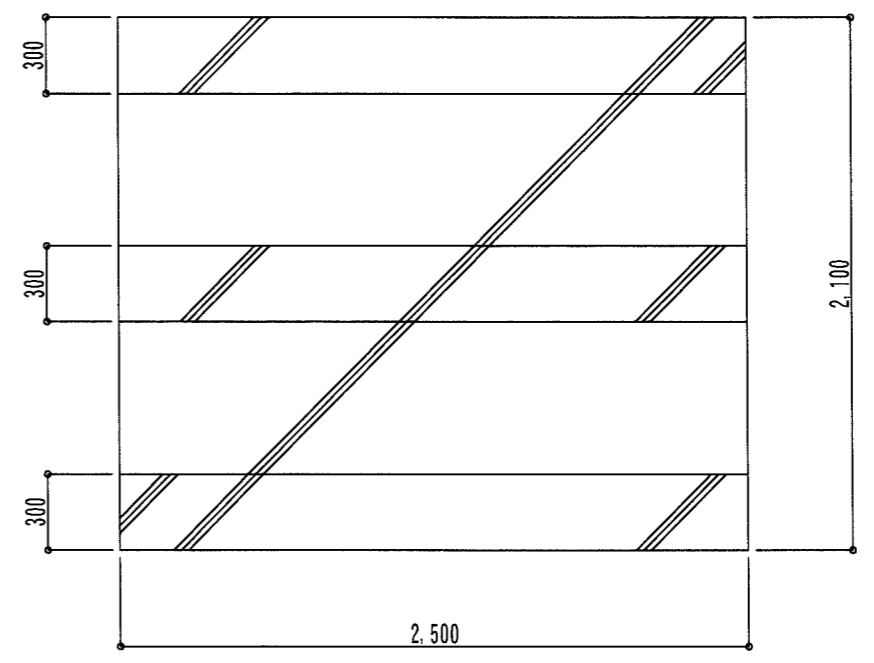
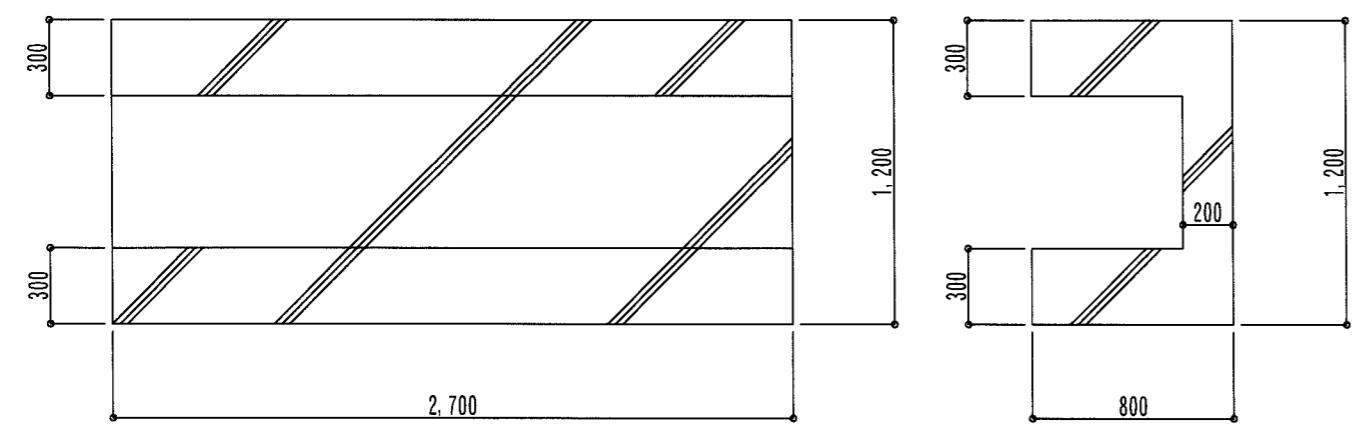
非常用発電設備



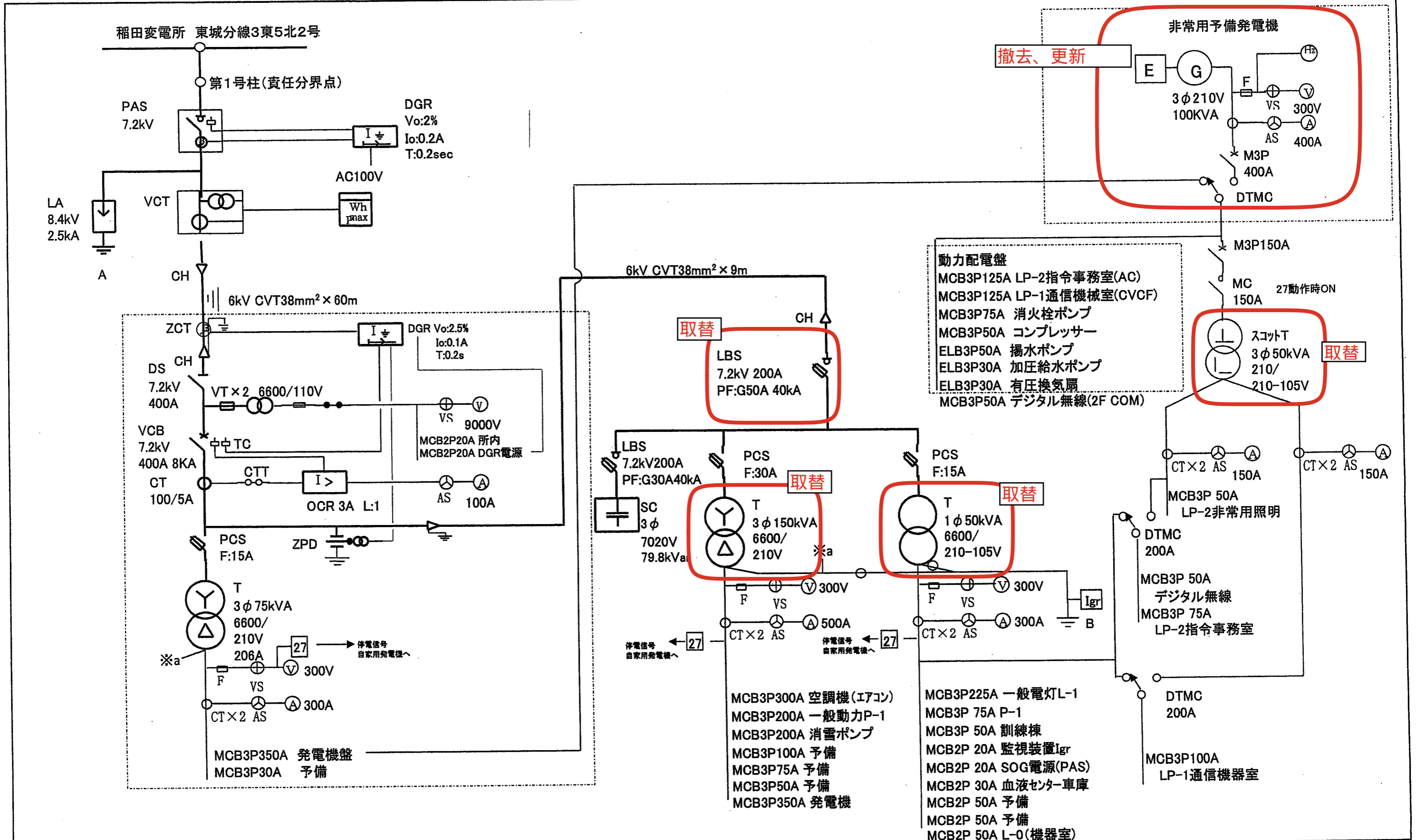
油庫及び燃料タンク



コンクリート架台

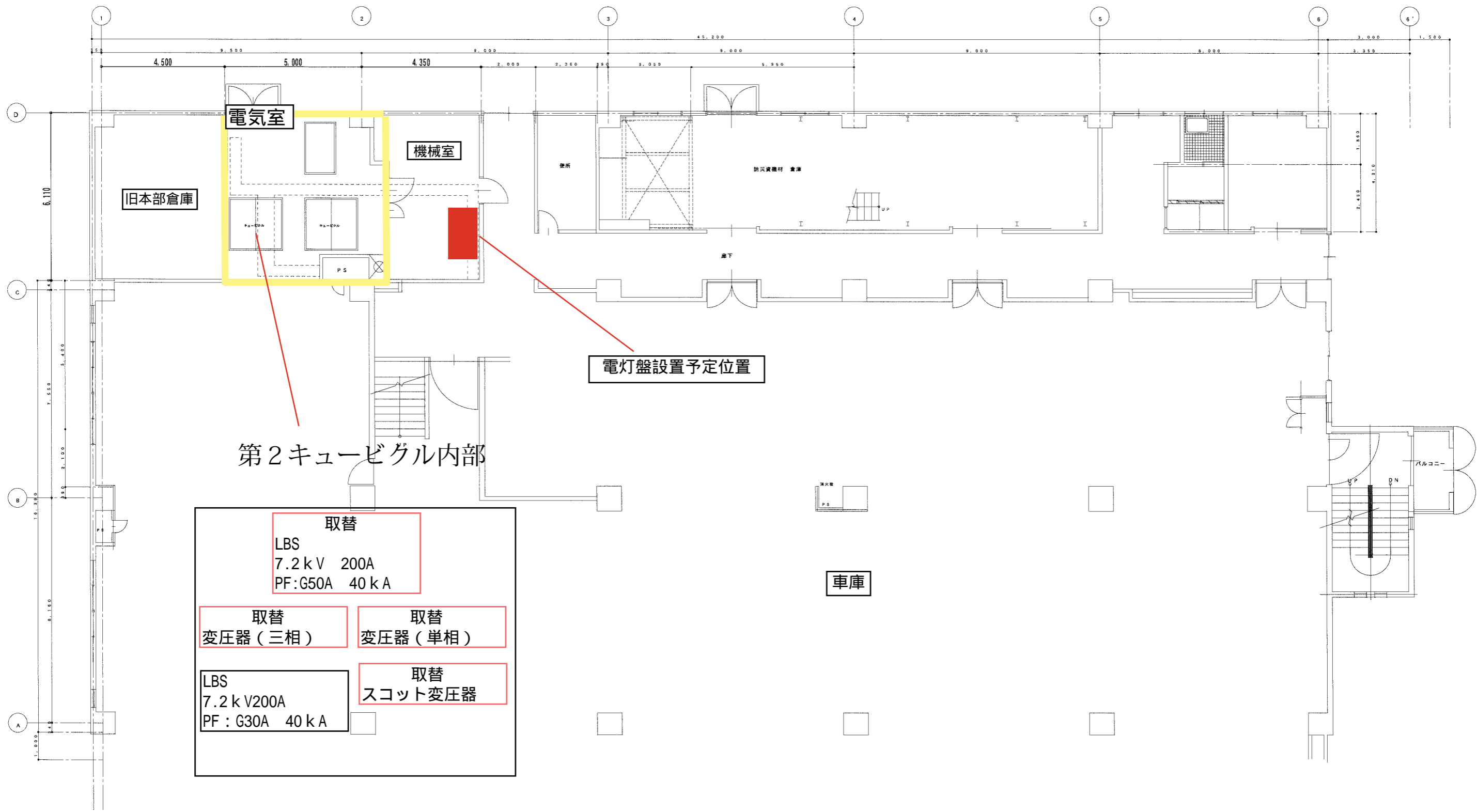


単線結線図

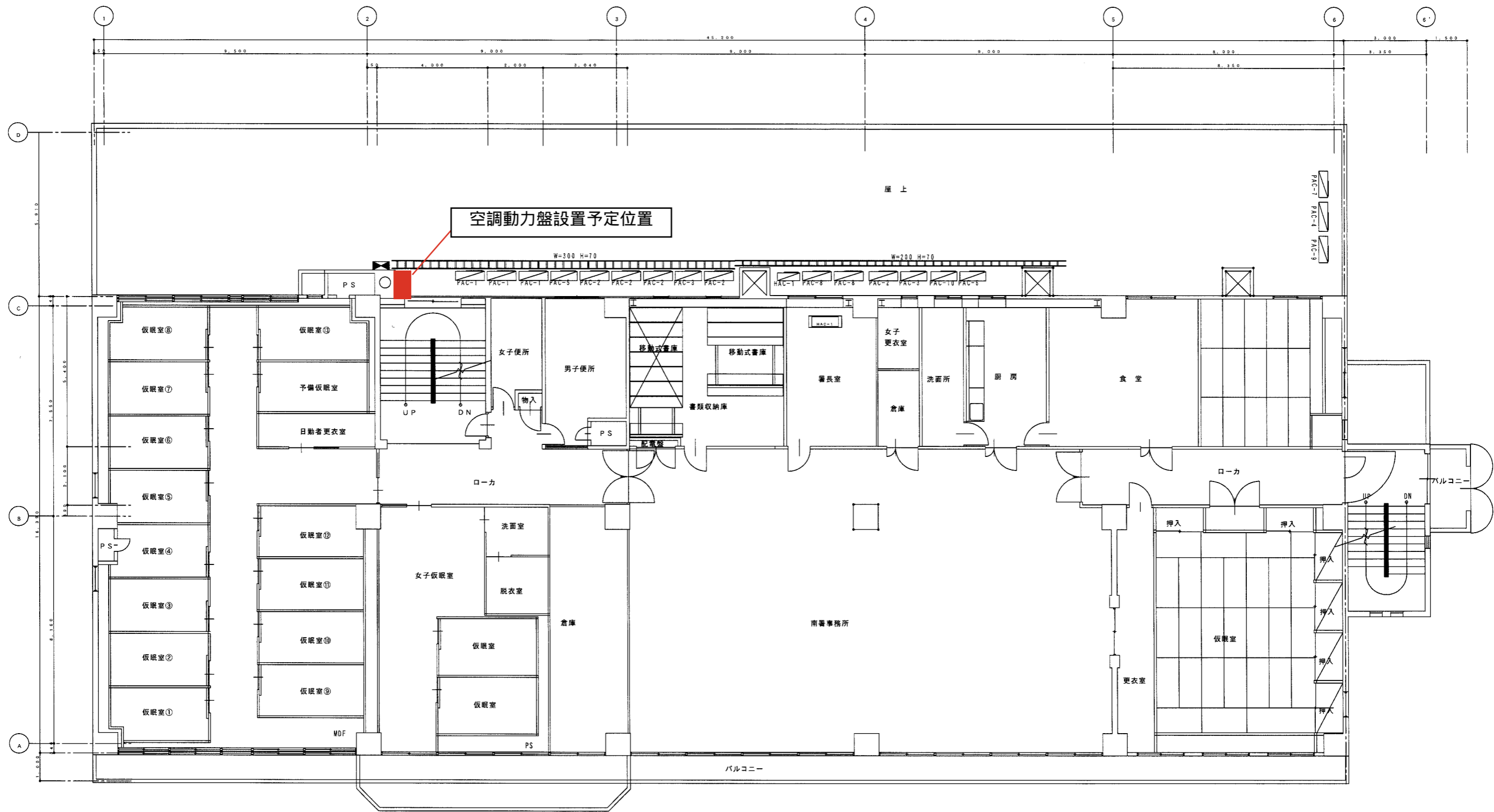


契約番号	事業所名	消防本部上越南消防署	作成	年月日	作成者
事業所住所	新潟県上越市北城町一丁目16番1号		変更	2021年10月	作成者

1階平面図

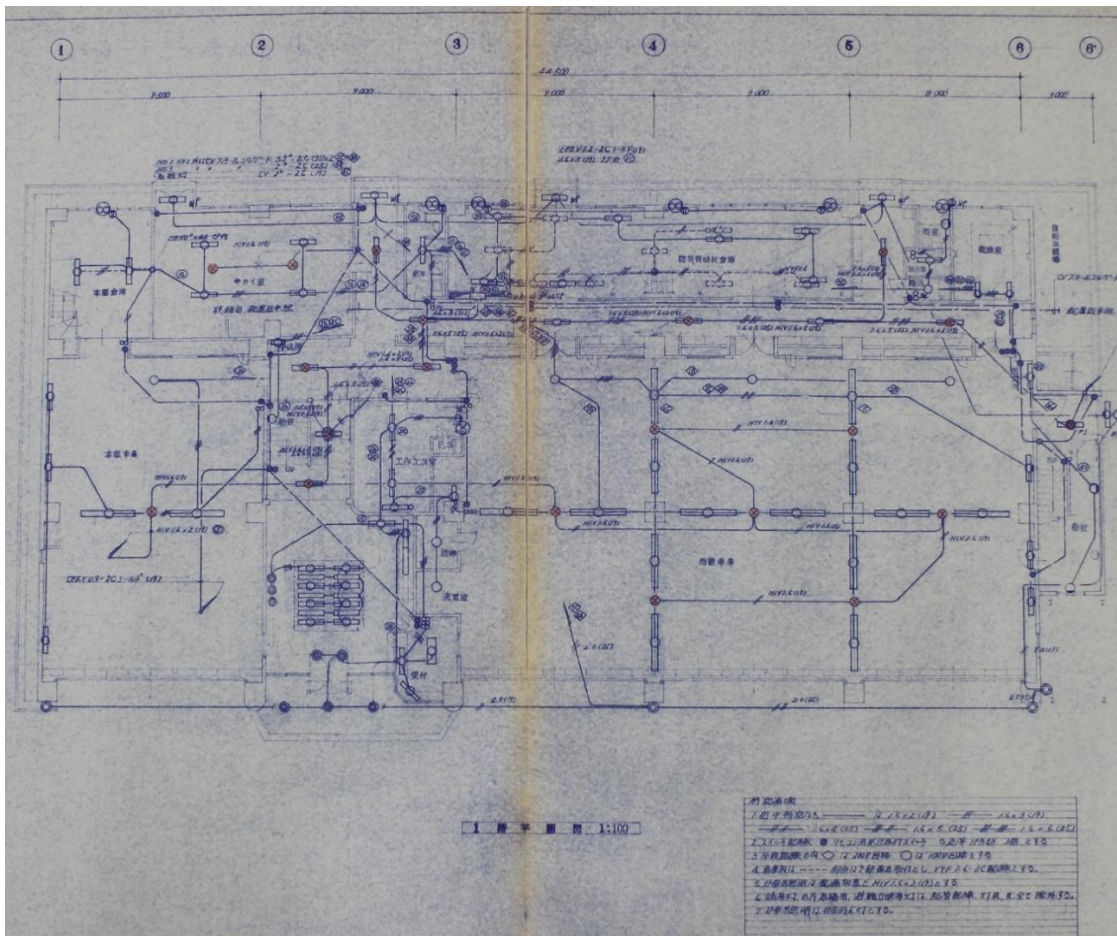


2階平面図

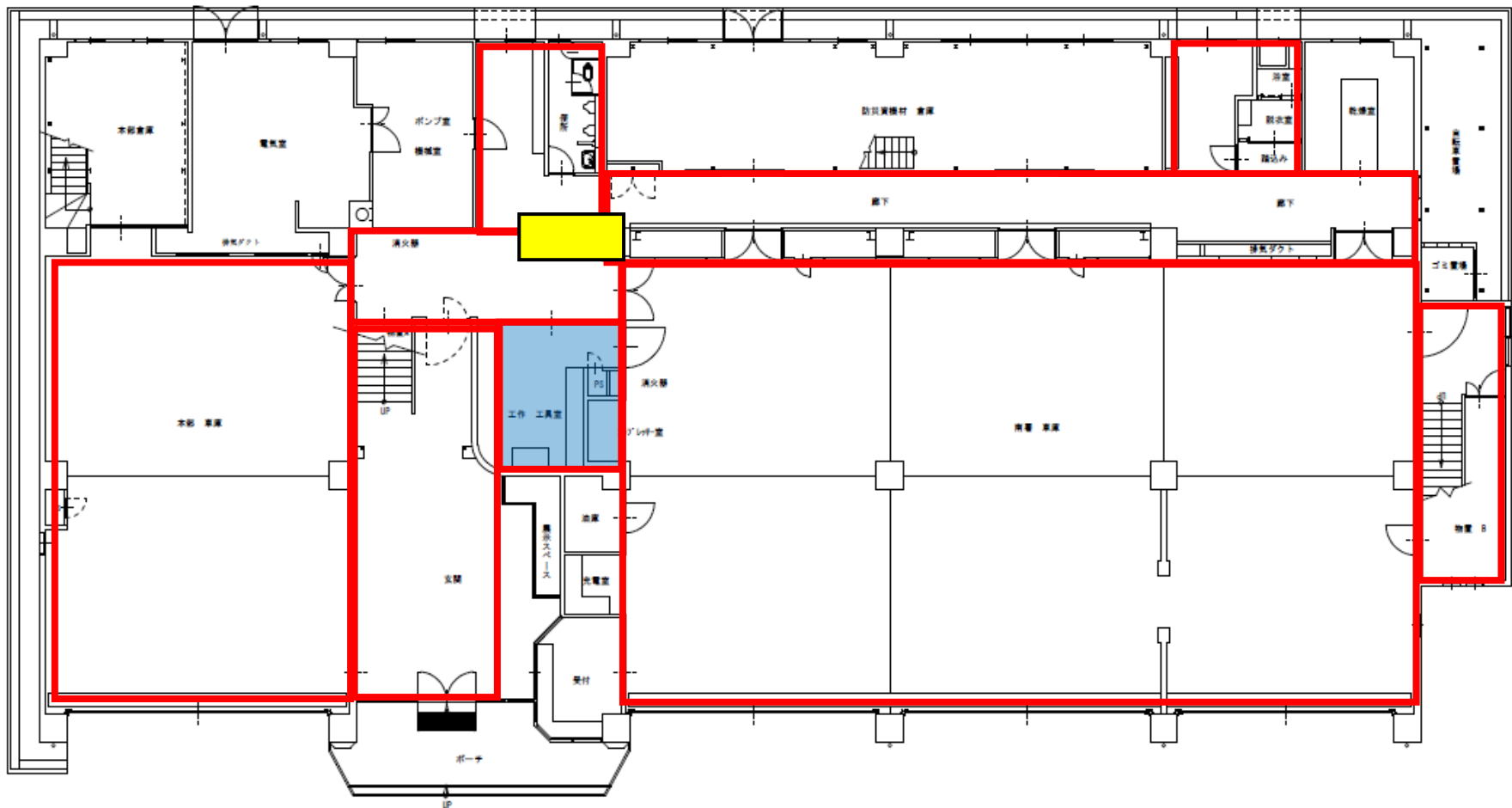


庁舎1階

[現在] 電灯配線図



[更新後] 非常用発電設備からの供給範囲及び対象設備



電灯



指令設備用コンセント

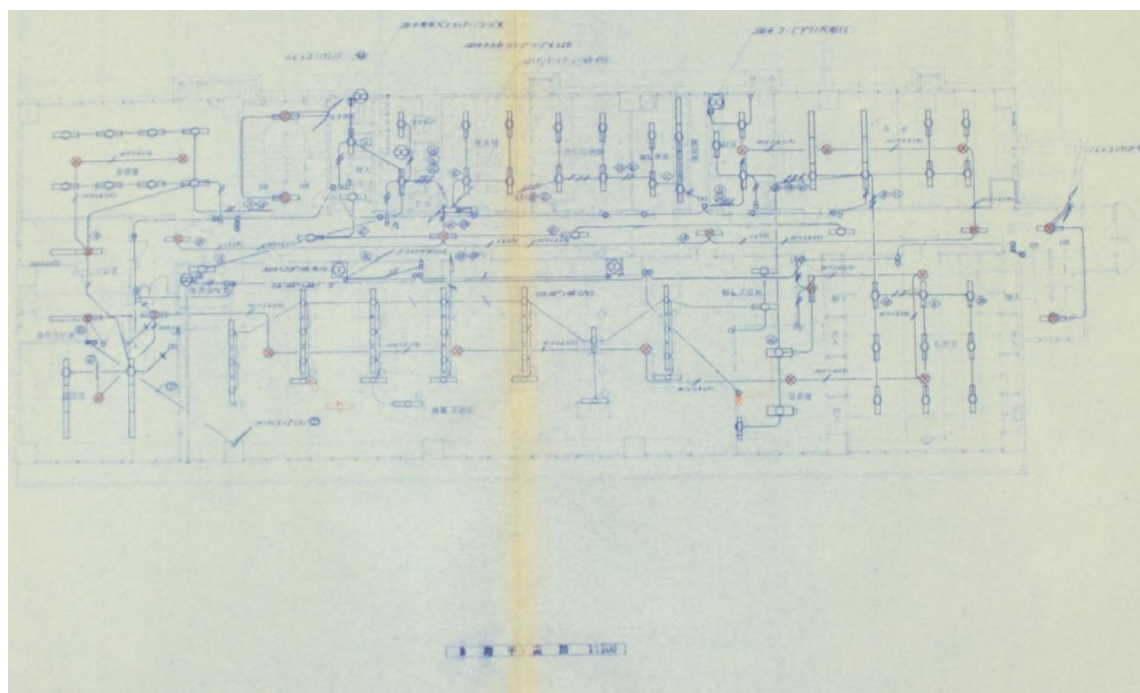


空調

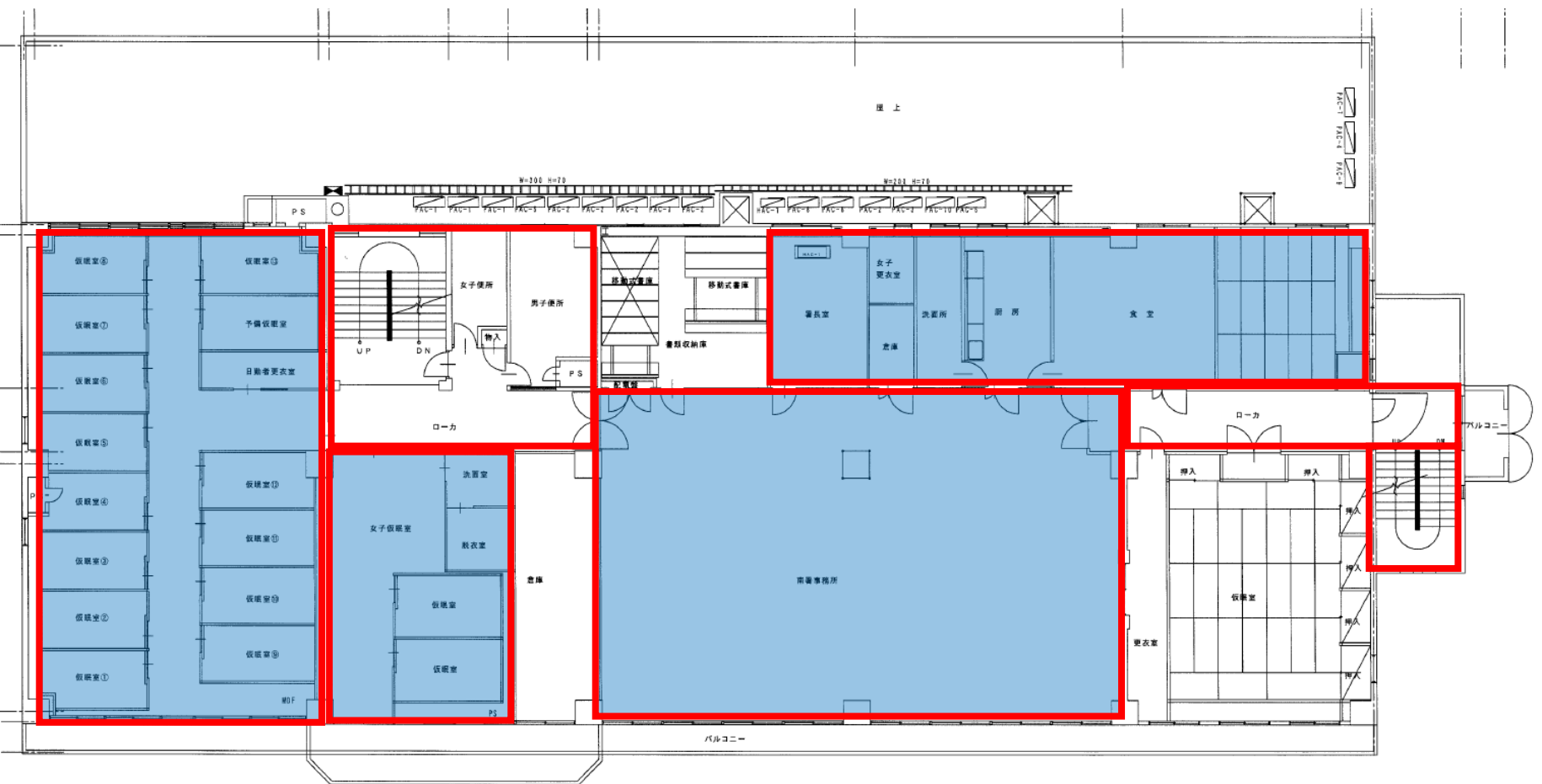
※1階の空調使用可能エリアのコンセントも使用可能とすること

庁舎2階

[現在] 電灯配線図



[更新後] 非常用発電設備からの供給範囲及び対象設備



電灯



空調

※2階のコンセント使用可能箇所は空調使用可能エリアと同一とする